

中小会計要領評価保証制度

会計力

近畿税理士会に所属する税理士または税理士法人（以下、税理士等）の関与によって中小企業の会計に関する基本要領に基づいた会計処理をしている中小企業者を評価し、資金繰りの円滑化及び事業の発展に資することを目的としています。

対象となる方	以下のすべてを満たす中小企業者の方 (1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人。 (2) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること。 もしくは、申込金融機関で融資取引があること。 (3) 既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 (4) 「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成していること。 (「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストにおいての確認項目チェック欄に「NO」の項目がないこと。) (5) 税理士等が月次管理する中小企業者であること。																														
保証限度額	2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)																														
資金用途	事業資金(借換可)																														
保証期間	10年以内(据置1年以内)																														
貸付形式	証書貸付																														
返済方法	均等分割返済																														
貸付利率	金融機関所定利率																														
担保	必要に応じて																														
連帯保証人	原則として、法人代表者以外は不要																														
保証料率	<table><tr><td colspan="10" style="text-align: right;">(単位:%)</td></tr><tr><th>カテゴリ</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.80</td><td>1.65</td><td>1.45</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td><td>0.35</td></tr></table> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。</p> <p style="text-align: right;">保証料計算についてはこちら</p> 	(単位:%)										カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
(単位:%)																															
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35																						
必要書類	滋賀県信用保証協会所定の申込書類の他、以下の書面を添付するものとする。 (1) 資格要件確認票兼推薦書(様式第2-1号) (2) 利用に関する確認・同意書(様式第2-2号) (3) 概ね3か月以内の月次試算表(保証申込時、決算申告期限から3か月超経過している場合)																														



きっかけは その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



●お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321/1322

FAX (077) 524-7030

HPはこちら

